

第二十四回 参議院 商工委員会 會議録 第六号

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

二月十三日委員上條愛一君辭任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 三輪 貞治君
- 理事 河野 謙三君
- 委員 西川 敏平治君
- 白川 一雄君
- 中川 以良君
- 西田 隆男君
- 深水 六郎君
- 海野 三朗君
- 藤田 進君
- 上林 忠次君
- 川野 芳瀟君
- 岩武 照彦君
- 吉岡千代三君

- 政府委員 通商産業政務次官 川野 芳瀟君
- 通商産業大臣官房長 岩武 照彦君
- 通商産業省 事務局長 吉岡千代三君
- 通商工業局長 山本友太郎君
- 常任委員 山本友太郎君
- 会専門員

本日の會議に付した案件

- 中小企業信用保險法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 特定物資輸入臨時措置法案(内閣送付、予備審査)
- 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

法律案(内閣提出)

○委員長(三輪貞治君) ただいまより本日の委員会を開きます。

公報をもつて御通知いたしましたように、中小企業信用保險法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、並びに特定物資輸入臨時措置法案の提案理由の説明を求められておりますのでこれを許します。

○政府委員(川野芳瀟君) 中小企業信用保險法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

中小企業信用保險法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業者の債務の保証につき政府が保險を行つて、中小企業者の信用を補完することを目的とするものであります。昭和二十五年十二月発足以来、昭和二十九年十二月発足以来、すでに四回にわたる改正を経まして、法規及び運用の両面におきまして相当の実績をおさめておるのであります。すなわち、発足以来この一月末までに保險に付せられたものは、件数で十五万四千六百七十一件、金額で八百四十七億九千万円に上り、中小企業者に対する信用の補完上大きな貢獻をして参つたのであります。しかしながら、中小企業金融の現状は、一般金融の緩慢化にもかかわらず、容易に業種を許さないものがあるものであります。特に小規模企業者の金融難は今なお深刻な様相を呈しているものであります。この際、中小企業者に対する信用

補完を一層強化する必要があると認められ、この観点に立ちまして、今回中小企業信用保險法を改正したいと存する次第でございます。次に本法案の概要を御説明申し上げます。第一点は、信用保証協会の相手方とする小口保証保險において、小企業者一人に対する保証限度を現行の十萬圓から二十萬圓に、その小企業者が中小企業等協同組合であるときは現行の三十萬圓から五十萬圓にそれぞれ引き上げることとあります。第二点は、信用保証協会の相手方とする保証保險の一創として、新たに包括保証保險制度を創設することとあります。すなわち、個々の小企業者の場合は二十萬圓以下の債務について、中小企業協同組合の場合には五十萬圓以下の債務について、信用保証協会が行う保証につき、あらかじめ契約した金額の限度まで自動的に保險關係が成立する制度でございます。この場合のてん補率は九〇%、保險料率は年一分四厘六毛といたしております。以上の改正は、いづれも信用保証協会の機能の發揮を強力に援護することにより、小企業者に対する小口金融の円滑化をはかるものとしてあります。何とぞ十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。次にただいま提案になりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

案につきましまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

昨今金融状態は、ようやく緩慢化の傾向を示しつつありますが、中小企業金融の分野におきましては、この傾向はいまだ必ずしも十分透達しては、言えない状況にあります。従つて政府といたしましては、昭和三十一年度において、中小企業金融公庫及び国民金融公庫等の政府関係金融機関の資金源を拡充し、一そう中小企業金融の源を拡充することといたしておるのであります。

他方商工組合中央金庫は、組合系統金融機関として中小企業金融の分野において独特の役割を果しておりますが、組合金融の一層の円滑化、中小企業者の組織化を推進するためには、その貸出金利の引き下げは当面重要な問題の一つとなつております。そのためにはもとより商工組合中央金庫自身の経営の合理化並びに所屬組合の協力が期待することが大きいのであります。政府といたしましては、極力これを援助するため、さしあたり昭和三十一年度において二十億円の低利資金を同金庫に供給することといたしたのであります。このうち十億圓は中小企業金融公庫から貸し付けるものとし、今回ここに中小企業金融公庫法の一部について所要の改正を行わんとするものであります。

以上本法案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の可決せられますようお願い申し上げます。

ける次第であります。

次に、特定物資輸入臨時措置法案につきましまして御説明申し上げます。昭和三十年度の國際収支は、輸出の著しい増大に伴い非常に改善を見ましたので、今後は必要原材料等の輸入はできるだけ自由化の線に沿って進めて参りたいと考えておりますが、一方輸出、特需等の受取りの見透しは長期的に見れば必ずしも樂觀を許さないものがあります。従いまして不要不急物資につきましましては、今後その輸入を制限することによって外貨使用の節約に努め、國際収支の改善に努力いたさねばならないと存するのであります。従いまして、これら不要不急物資につきましまして、当分の間その輸入数量はかなり制限されることになると思ふのであります。そのためこれら物資の國內における需給の不均衡が生じ、これら物資を輸入すれば通常の利益以上の利益が生じてくるのはやむを得ないと考えられます。しかしながら、このような異常な利益は、外貨資金の割当によつて反動的に生ずるものであります。この全部を關係業者に帰属させることは適當でないと考えられますので、政府としてはこの利益の一部を國庫に納付させてこれが有効な活用をはかることとし本法案を提案いたしました次第であります。

本法案の内容につきましましては概要を申し述べますならば、この法律において「特定物資」とは、輸入数量が著しく制限されているために、その輸入に

よって通常生ずる利益を越えて異常な利益を生ずる物資というのでありまして、さしあたりは、バナナ、パイナップル、カン詰、時計、扇子を予定しております。

特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者は、一定額を国庫に納付しなければならぬことにしております。

なお、本措置はあくまでも異常な利益に対する臨時措置でありますので、有効期間を三年に限定した次第であります。

本法案により国庫に納付されました特別輸入利益は、別途国会の御審議を仰いでおります特定物資納付金処理特別会計の歳入となり、これを産業投資特別会計に繰り入れる所存であります。

特定物資納付金処理特別会計の歳入に予定されておりますのは、約十六億円であります。これより予備費必要経費等を差し引いた十五億円を産業投資特別会計に繰り入れる予定であります。

以上が本法案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられるようお願い申し上げます。

○委員長(三輪貞治君) 以上三案の審議は次回に譲りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○委員長(三輪貞治君) それではさよう決定いたします。

○河野謙三君 資料の要求がございませぬが、輸入物資別に、輸入価格と末端価格との差額、この調査ができておると思いますが、この資料をちょうだいしたいんですが、ただけですか。

私は資料を要求いたしました私の気持ちを一応申し上げますと、今特定物資として予定されておるバナナとか、パイナップルとか、増益を非常に大きく出しておるものは、そういう二、三のものにとどまらぬだろうと思っております。極端に言えば油でも私はそうだと思うのです。砂糖はもちろんのこと、そういうものを私は物資別に一応検討させていただきますかと思っておりますので、資料が膨大になって、はなはだ恐縮ですが、物資別に輸入価格と末端価格の差額というものを提出していただきたい。同時に、できればそれに参考資料として、その物資の国際価格、これも一つ備考に入れていただければ非常に参考になると思っております。

○政府委員(岩武照彦君) できる範囲でいたします。

○委員長(三輪貞治君) 一つなるだけ早い時期に願います。速記をとめて。

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて。

○委員長(三輪貞治君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。本件につきましては前回におきまして提案理由の趣旨説明を聴取したのであります。今日は本案の内容につきましても政府委員から説明を聞き、質疑は後日にいたしたいと思っております。

○政府委員(吉岡千代三君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、先般政務次官から御説明を申し上げたわけでございませぬが、何ぶん非常に技術的内容を含んでおる法律でございまして、今回

の改正のねらいとするところのおもな点につきましても、なるべく具体的な点を中心に御説明を申し上げます。なお、お手元に「高圧ガスおよび高圧ガスの取締について」というから「プロパンガスについて」という参考資料をお配りしておりますので、これと法律案の要綱を中心に御説明を申し上げます。要綱の順序によって申し上げます。

今回の改正の第一点は、液化酸素の消費に関する規定の強化でございます。酸素ガスの消費量につきましては、おまかせの資料の、「高圧ガスおよび高圧ガスの取締について」という資料の十一ページにグラフを掲げてございまして、これを御参照願います。

戦後一時減退しておりますが、逐年非常に急激なカーブでもって増加を見ておるわけでございまして、それで従来酸素ガスは、御承知のように、気体としてボンベに充填いたしまして、これを消費するところに運んでおったわけでございまして、しかしながら最近におきまして、一昨年すなわち昭和二十九年から液体の形においてこれを消費者のところまで運ぶという液化酸素というものが出て参ったわけであります。それで御承知のようにボンベは非常に重量物でございまして、これを輸送するために非常に費用を要するという関係もございまして、また製品の品質から申しまして、液化酸素の形のものの方がより純粋な製品ができるというような関係から、一昨年からの生産が開始せられたのであります。現状におきましては酸素ガス全体の約一五%をこの液化酸素が占めております。液化

酸素の形にいたしますと、一トンでもって大体ボンベ百本分、あの五十キロ程度大きなボンベでございまして、この百本分の容量が輸送できる。しかしこの消費については消費者としても相当の施設を必要とするというような関係で、現在この液化酸素を消費しておりますのは、酸素製鋼をやっております製鉄工場、これが六社ございまして、それから溶接関係で使っておりますのが、造船関係において六社、造船関係において三社、こういうわけでございまして、消費者と申しましては、現状におきましては全部で十五社、専業所にいたしまして約二十程度でございまして、もちろん今後逐次増加して参ると思っております。非常に大規模な消費者でなければ使えない。従ってこれは消費者と申しまして、その実質においては、他の一般のものとは非常に異なりまして、規模も大きく、また、この消費については相当の施設を必要とする、こういうような関係からこの液化酸素につきましては、一般に消費の方法等に關する技術上の基準を定めまして、これを守らせるということにいたしましたわけでございまして、それから次に第二点といたしましては、生産の段階におきましては、いろいろの技術上の責任者等の制度があつたわけでございまして、販売の段階並びに消費の段階におきましても、法律上の規則がございまして、その技術上の責任者というような制度がなかつたわけでございまして、この点につきましても逐次高圧ガスの消費がふえて参るといふような関係から、今回販売業

者の段階におきましても一定の学歴なり、作業経験を持った者を作業主任者、取扱主任者という制度を定めまして、これを指導すると同時に、保安上の間違ったようなことには、保

なす。

○委員長(三輪貞治君) それではさよう決定いたします。

○河野謙三君 資料の要求がございませぬが、輸入物資別に、輸入価格と末端価格との差額、この調査ができておると思いますが、この資料をちょうだいしたいんですが、ただけですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、先般政務次官から御説明を申し上げたわけでございませぬが、何ぶん非常に技術的内容を含んでおる法律でございまして、今回

者の段階におきましても一定の学歴なり、作業経験を持った者を作業主任者、取扱主任者という制度を定めまして、これを指導すると同時に、保安上の間違ったようなことには、保

なす。

○委員長(三輪貞治君) それではさよう決定いたします。

○河野謙三君 資料の要求がございませぬが、輸入物資別に、輸入価格と末端価格との差額、この調査ができておると思いますが、この資料をちょうだいしたいんですが、ただけですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、先般政務次官から御説明を申し上げたわけでございませぬが、何ぶん非常に技術的内容を含んでおる法律でございまして、今回

の改正のねらいとするところのおもな点につきましても、なるべく具体的な点を中心に御説明を申し上げます。なお、お手元に「高圧ガスおよび高圧ガスの取締について」というから「プロパンガスについて」という参考資料をお配りしておりますので、これと法律案の要綱を中心に御説明を申し上げます。要綱の順序によって申し上げます。

今回の改正の第一点は、液化酸素の消費に関する規定の強化でございます。酸素ガスの消費量につきましては、おまかせの資料の、「高圧ガスおよび高圧ガスの取締について」という資料の十一ページにグラフを掲げてございまして、これを御参照願います。

戦後一時減退しておりますが、逐年非常に急激なカーブでもって増加を見ておるわけでございまして、それで従来酸素ガスは、御承知のように、気体としてボンベに充填いたしまして、これを消費するところに運んでおったわけでございまして、しかしながら最近におきまして、一昨年すなわち昭和二十九年から液体の形においてこれを消費者のところまで運ぶという液化酸素というものが出て参ったわけであります。それで御承知のようにボンベは非常に重量物でございまして、これを輸送するために非常に費用を要するという関係もございまして、また製品の品質から申しまして、液化酸素の形のものの方がより純粋な製品ができるというような関係から、一昨年からの生産が開始せられたのであります。現状におきましては酸素ガス全体の約一五%をこの液化酸素が占めております。液化

者の段階におきましても一定の学歴なり、作業経験を持った者を作業主任者、取扱主任者という制度を定めまして、これを指導すると同時に、保安上の間違ったようなことには、保

なす。

○委員長(三輪貞治君) それではさよう決定いたします。

○河野謙三君 資料の要求がございませぬが、輸入物資別に、輸入価格と末端価格との差額、この調査ができておると思いますが、この資料をちょうだいしたいんですが、ただけですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、先般政務次官から御説明を申し上げたわけでございませぬが、何ぶん非常に技術的内容を含んでおる法律でございまして、今回

の改正のねらいとするところのおもな点につきましても、なるべく具体的な点を中心に御説明を申し上げます。なお、お手元に「高圧ガスおよび高圧ガスの取締について」というから「プロパンガスについて」という参考資料をお配りしておりますので、これと法律案の要綱を中心に御説明を申し上げます。要綱の順序によって申し上げます。

今回の改正の第一点は、液化酸素の消費に関する規定の強化でございます。酸素ガスの消費量につきましては、おまかせの資料の、「高圧ガスおよび高圧ガスの取締について」という資料の十一ページにグラフを掲げてございまして、これを御参照願います。

戦後一時減退しておりますが、逐年非常に急激なカーブでもって増加を見ておるわけでございまして、それで従来酸素ガスは、御承知のように、気体としてボンベに充填いたしまして、これを消費するところに運んでおったわけでございまして、しかしながら最近におきまして、一昨年すなわち昭和二十九年から液体の形においてこれを消費者のところまで運ぶという液化酸素というものが出て参ったわけであります。それで御承知のようにボンベは非常に重量物でございまして、これを輸送するために非常に費用を要するという関係もございまして、また製品の品質から申しまして、液化酸素の形のものの方がより純粋な製品ができるというような関係から、一昨年からの生産が開始せられたのであります。現状におきましては酸素ガス全体の約一五%をこの液化酸素が占めております。液化

産が始りまして、現在十社でこの生産をいたしております。それでこのように最近一兩年來急激に生産が増加いたしましたのは、石油精製の関係で新しい接触分解装置というようなハイ・オクタン・ガソリンを精製する装置ができました関係で、その結果多量の廃ガスが発生する。その一部は御承知のように石油化学の原料として取り上げておられるわけですが、各国の例を見ましても、大半はやはり燃料として工場において消費し、あるいは一般に市販するというような形でございます。このような関係から、最近プロパンガスの供給と、従ってこの消費というものが急激に増加しております。で数量でちょっと申し上げますと、昭和二十八年におきましては帝國石油一社でありまして、年間の生産量が二万トン、二十九年には六千トン、三十年には二万トン、この二ヶ年間に十倍に増加いたしております。今後の見通しといたしましては、これは將來のことでございますけれども、これは相当地急激に増加の趨勢をたどるであろうと思われまして、お手元のプロパンガスの関係資料の三ページ、四ページに、大体の予想の数字を書いてございます。このプロパンガスは大体石炭ガス都市ガスの補充と申しますか、主として現在そのうち八割程度は、一般家庭用に消費せられております。大体熱量にいたしまして、一般の石炭ガスとの比較は「高圧ガスおよび高圧ガスの取締について」という資料の十三ページに「プロパンガスの燃料としての経済価値」という表に掲げてございまして、ほぼ都市ガスと同じ程度に熱量換算いたしますと、その程度の料

金で現在市販されております。それで先ほど申し上げましたこの販売業者に関する取締規定を強化するという点には、この点も一つのねらいがあるわけでございます。多数の消費者、現在推定いたしまして、大体約二十万世帯がこれを使っておると考えられますが、これらの一般消費者に対して一々この保安上の指導をするということ、は、きわめて困難でございます。これらの点につきましても、販売業者の段階に十分の教育をし、また一般消費者に對しましては啓蒙宣伝の方法をとりまして、事故の発生を防止して参りたいと考えております。高圧ガスによる災害の状況につきましては、高圧ガスの資料の十五ページに、最近の事故件数等を記載しております。先ほど申し上げましたような生産数等の急激な上昇に比較いたしますと、事故件数はほぼ横ばいの状況でございますが、三十年の五十一件といううちには、先ほど申し上げましたプロパンガス関係の事故が二十件を占めておること、これは、今後大いに注意しなければならぬ状況であろうと考えております。

以上のような最近の液化酸素、プロパンガス來の發展にかんがみ、またその他、法律実施上の経路に徴しまして、今回、必要と思われる改正案について御審議を願っておるわけでございます。この資料の十四ページにございまして、この高圧ガス取締法の運用につきましまして、高圧ガス保安審議会という制度がございまして、そこに掲げてございまして、それそれ学術、官界並びに民間業界の専門の技術者の皆様方に常時諮りをいたしまして、法律の運用をいたしておるわけ

でございます。従いまして今回の改正法案につきましても、この審議会で相当期間、慎重に御審議を願ひまして、その結論を中心として御提案を申し上げておるわけでございます。

大体以上が、今回の改正の要点として御説明申し上げる諸点でございます。

○委員長(三輪貞治君) 本案に対する質疑は、ただいま説明を聴取いたしました。なお資料もいただきましたが、これらを検討し、さらに明後日、実地に視察をいたしましたあとにおいて行うことにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。

それでは、先ほど懇会の中におきましておきめをいただきました高圧ガス関係の工場視察については、日本酸素株式会社及び日本石油瓦斯株式会社の液体酸素及びプロパンガスの生産の状況等を、二十三日の午後一時玄関出発で行いたいと思ひますので、多数の委員諸君の御参加をお願い申し上げます。

本日の委員会はこれで散会いたします。午後二時二十六分散会。

二月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立只見資源公園設定に関する請願(第三二五号)

第三二五号 昭和三十一年二月一日受理

国立只見資源公園設定に関する請願 請願者 福島県南会津郡田島町

大宇田島字後原甲三、四五九南会開発協会員 児山忠一 石原幹市郎君

紹介議員 水源を尾瀬至山山ろくに発する只見川は、わが国最大の電力源を有し、この豊富な水量を永遠に保つて共に電力以外に水利を最大に利用することは極めて重大な意義を有するものである。この川の水源地、流域にわたつての一貫した施策は現在の機構では実現困難であるから、総合的、計画的に実施できるようにこの河域をもつて新たに国立資源公園を設定して国家の重要資源を保護すると共に一大観光郷を実現せられたいとの請願。

二月十七日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、中小企業金庫公庫法の一部を改正する法律案

一、特定物資輸入臨時措置法案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 融資保険(第三条―第九条)

第三章 保証保険

第一節 指定法人を相手方とするもの

第一條 個別保証保険(第九條の二―第九條の五)

第二條 包括保証保険(第九條の六―第九條の七)

第二節 金融機関を相手方とするもの(第九條の八―第九條の九)

第四章 雜則(第十條―第十二條) 附則

第三章第一節第九條の二の前に次の款名を加える。

第一條 個別保証保険

第九條の二第一項中「次項」の下に「及び第九條の六第一項」を加える。

第九條の三第二項中「十萬元」を「二十萬元」に、「三十萬元」を「五十萬元」に改める。

第九條の五第一項中「保証保険」を「個別保証保険」に改める。

第九條の七第二項中「第九條の七第一項」を「第九條の九第一項」に改め、同条を第九條の九とする。

第九條の六を第九條の八とする。

第三章第一節第九條の五の次に次の款名を加える。

第二條 包括保証保険

(保証契約)

第九條の六 政府は、會計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が小企業者の金融機関、中小企業金庫公庫又は国民金融公庫からの借入による債務の保証をすることにより、保証をした借入金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と当該指定法人との間に保証関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保証関係においては、率



第三九四号 昭和三十一年二月六日受理

道南地方の地下資源調査に関する請願

請願者 北海道檜山郡上ノ国村 長 鏡寿市外一名

紹介議員 木下 源吾君

道南地方における地下資源は相当の蔵量を示し、各鉱山はそれぞれ開発に努力しているが、中でも上ノ国村における生産量は、マンガン鉱、重晶石及び鉄鉱等本邦有数であり、外に硫化、亜鉛、石灰岩、金銀等幾多の地下資源が包蔵されているから、上ノ国村を中心として近代科学による地下資源の精密調査を国費をもって実施せられたいとの請願。

第四〇六号 昭和三十一年二月六日受理

北海道遠別町の地下資源開発促進に関する請願

請願者 北海道天塩郡遠別町長 茂野三郎外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道遠別町の天然ガス石油、石炭等の地下資源は、無尽蔵といわれているから、積極的な調査と調査費予算を計上せられると共に、すみやかに開発に着手せられたいとの請願。

第四〇七号 昭和三十一年二月六日受理

北海道石狩川電源開発に関する請願

請願者 北海道檜山郡上ノ国村 長 鏡寿市外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道上ノ国村は豊富な地下資源を有し、加うるに石狩川流域に造田可能地二百余町歩を有しながら電源に恵まれないため開発が遅れているが、石狩川上流中外鉱業所所在地から約三キロの

地点に電源ダムを設けることによつて約四千八百キロワットの発電が可能であるから、これがすみやかな実現を図られたいとの請願。

第四〇九号 昭和三十一年二月六日受理

石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願

請願者 東京都新宿区東大久保 二ノ三一七全国石油鉱業労働組合内 加藤勇

紹介議員 木下 源吾君

近代産業下におけるエネルギー源及び工業原料としての石油資源の重要性は急速に高まり、わが国の石油資源開発政策も石油資源総合開発五箇年計画の樹立と石油資源開発株式会社法の制定によつて積極的に推進されている今日、石油資源総合開発五箇年計画完全実施の目的を達成するため、石油資源開発株式会社に対する昭和三十一年度の国家投資七億円は、これを絶対的に確保するよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十一年二月二十三日印刷

昭和三十一年二月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局